

「令和7年度、8年度及び9年度のパルプ機能試験装置（P-3C用）の校正検定」の契約希望者募集要項

（公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
那覇航空基地隊
那覇経理隊長 石川 貴之

「令和7年度、8年度及び9年度のパルプ機能試験装置（P-3C用）の校正検定」の契約希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

記

1 調達品目

令和7年度、8年度及び9年度のパルプ機能試験装置（P-3C用）の校正検定

2 調達予定時期

令和7年7月から令和9年12月

3 公募に参加できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）那覇航空基地隊契約担当官又は防衛省において指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

（3）経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が保証される者

（4）令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」に係る防衛用装備品類の整備の九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

（5）本事業の履行能力を有する者

（6）本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及び技術を有していること

（7）当該機器の点検整備等に対する能力、体制を有すること

（8）本事業の履行に当たり、ライセンスの保有又は技術援助協定の資格等が必要とされる場合、当該事由を満たす者

（9）当該事業の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて、第1項から第8項の項目を満たすこと。

4 参加表明

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び本項第1号、第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

（1）資格審査結果通知書（写し）

（2）会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報

告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要)

5 技術資料の提出

次に示す項目について、各技術資料を提出するものとする。

- (1) 過去3年間における受注実績一覧表(実施がない場合は、省略可)
- (2) 前項に規定する能力及び体制等を証明する書類(設備、組織図、動員計画、品質管理、安全管理等)
- (3) 下請企業に業務を一部委託する場合、下請(予定)企業一覧表
- (4) 製造企業との間でライセンスその他技術援助協定を締結している場合、その事実を証明する書類

6 技術資料の提出時の留意事項

- (1) 過去5年以内に提出した技術資料の内容と変更がない場合は、変更のない旨の書面をもって代えることができる。(その際は、当時の公募要項の番号、日付、件名を明記する。)
- (2) 過去に提出した技術資料のうち、部分的に変更がある場合は、変更があった部分の技術資料の提出をもって代えることができる。(その際は、当時の公募要項の番号、日付、件名を明記する。)
- (3) 他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している旨の申請が応募者からあった場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。
- (4) 複数年度にわたる通年公募の場合は、毎年度、技術資料の変更の有無について書面で提出するものとする。

7 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊那覇航空基地隊那覇経理隊契約班
〒901-0193
沖縄県那覇市当間252番地
098-857-1191(内線5467)

(2) 提出期間

令和7年6月2日(月)から令和9年7月30日(金)

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(4) 提出部数

参加表明書、資格審査結果通知書(写し) 技術資料共各2部
第4項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部

- (5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、この場合、当該募集に係る調達要求が既済となっている場合がある。

8 技術資料の審査等

- (1) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。
- (2) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から役務を提供する修理設備、体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査に協力しなければならない。

9 審査結果の通知

参加表明書及び技術資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者は審査合格の通知を行う。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行う。

10 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：参加表明書を提出した部隊等の窓口

イ 時間：直接持参する場合は休日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分まで。

ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日(休日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

11 応募に当たっての留意事項

応募者は下記の各号について同意した上で応募するものとする。

(1) 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

(2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

(3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

(4) 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出資料は、原則として返却しないものとする。

(6) 提出書類は、他の目的に使用しない。

(7) 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。

(8) 公募の対象とする調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(9) 資料の提出に当たっては、製本等過剰な編み綴りは不要とする。

(10) 調達品目の仕様に関する問い合わせを、最寄りの分任支出負担行為担当官又は契約担当官に行うことができる。

対象機器

番号	対象機器	型 式	募集区分			製造会社
			点検 整備	修理	校正	
1	バルブ機能試験装置 (P-3C用)	A979000-1	○	○	○	ミネベアミツミ

(記入例)

別紙様式
令和〇年 月 日

那覇航空基地隊
那覇経理隊長 殿

(株) 工業
代表取締役

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

公示番号	調達品目等
那覇公示第 号 (令和 年 月 日)	令和7年度、8年度及び9年度のバルブ機能試験装置(P - 3 C用)の校正検定

添付書類：1 資格審査結果通知書(写し)
2
3